

○活字字体整理に関する協議会 昭二二・七・一五

一、趣旨

今日教科書に用いられている活字も新聞雑誌等一般社会において用いられている活字もその字体が不統一であつて教育上印刷能率上、はなはだしく支障が感ぜられている。ところが最近印刷界では戦災その他のため活字の字母を新しく造る必要が多く活字字体を整理統一するには好機であると考へられるので、この際学界印刷関係者官界から適当と認めるものを協議員に委嘱して、活字の字体を整理統一する具体案を求める教科書に用いるものを統一するだけではなく、一般社会において用いられるものもこれにならうようにすすめて、文字教育の効果をあげ、教育上の負担を軽くしようとするものである。

二、要項

1 協議員に委嘱すべき者

学 界	大東文化学院教授文学博士	原 富 男
新聞界	東京新聞社校閲部長	楓 井 金 之 助
	日本印刷学会副会長	山 上 謙 二
印刷図書館館長	川 田 久 長	

印刷技術者（新聞社）

東京・毎日・経済
読賣・時事各一名

（印刷会社）

大日本印刷株式会社

凸版印刷株式会社

帝國印刷株式会社

三省堂

出版株式会社
専務取締役

（鑄造会社）

二葉商會

岩田活版母型製造所

官

廳

文部省教科書局技官

文部省教科書局長

六 神山 今木 岩木 小林 鈴木 釘近

七 津岡 井田 村井 田中 田中 田中

福穂 一直 美喬 一宥 藏一 助

名松 久春 次助 一宥 藏一 助

穂 一宥 藏一 助

穂 一宥 藏一 助

穂 一宥 藏一 助

穂 一宥 藏一 助

2 期間及び回数

昭和二十二年七月から八月末まで毎週三回

3 協議事項

一、活字字体整理の方針について

一一、活字字体整理案

イ、簡易字体の字について

ロ、異体字について

ハ、同系統の字について

三、整理された字体の適用について

三、経費（略）

四、備考

1 当省関係官はこの協議会に出席して意見を述べることが出来る。

2 この協議会で決定した活字字体整理案は國語審議会の審議を経て音訓整理教育漢字の制定と同時に発表する予定である。

○活字字体整理に関する協議会総会（昭二二・一〇・一）

活字字体整理案協議決定、國語審議会主査委員会へ移管。

昭和二十二年十月十日

活字字体整理に関する協議会委員長 稲田清助

國語審議会会长 安倍能成殿

活字字体整理に関する協議会では、昭和二十一年七月二十三日から十月一日まで十七回の協議会を開いた結果別冊のような活字字体整理案を作りました。これを貴会に送付いたしますから、御審議を願ります。國語審議会、活字字体整理に関する協議会連名で世論調査 昭二一一・一一

〔備考〕質問書送付先・各官廳・銀新・出版・編修・文筆・文化關係 計二〇二〇 回答数 一七三

質問書

現在用いられている活字の字体は字によつてはなはだまちまちで、かつ、字画のこんだものが、なお相当にあります。これを整理し統一し簡易にすることは、当用漢字表制定の趣旨にそい、教育上にも印刷上にも、急務であると考えられます。そこで、この夏文部省に設けられた。活字字体整理に関する協議会では、当用漢字表中の漢字について、教科書ばかりでなく、一般の印刷物にひらく用いられる活字の基準となるよう、別表のような字体整理の原案を作りました、これは、國語審議会の審議を経た上で、公に制定されますが、それに先立つて大方の御批判を得て、審議の参考としたしたく存じます。ついては、附録の説明を御参照の上、別記の事がらについてお答え下さいますようお願いいたします。

昭和二十二年十二月

別記

この活字字体整理案について附録の説明を御参照の上、左の事がらにお答え下さい。

一、この案に対しても、賛成か不賛成か。

不賛成とすれば

1、活字の字体は、整理をする必要がないと認められるのかどうか。

2、活字として点画に変更を加えること（者の点をとつたり、温の囚を曰にするようなこと）は、不必要だと認められるのかどうか。

3、筆写の楷書体とのちがいを少なくするということ（爪をマにしたり、食を食にしたりするようなこと）は、不必要だと認められるかどうか。

4、この案は、現在の明朝体をとつてゐるが、明朝体という字体の体系は原則的に根本的に改めるべきだと考えられるのかどうか。

5、その他

二、この案の中で、不適当と認められるのは、どれか。

三、この案に第一案として掲げられたものの中で、正体として採用することができるのは、どれか。

四、この案に掲げた七七四字以外に、当用漢字表の範囲で、手を加えるべきものはないか。

五、この案についてのその他の意見。

まえがき (略)

活字字整理案 (略)

國語審議会字体整理に関する主査委員会 昭二二・一一——昭二三・五 十六回

第十四回国語審議会総会 昭二三・六・一

「常用漢字字体表」決定答申

附記 今日まで、漢字の字体整理の問題が公にとりあげられたのは、次のようなものがある。

- 1 大正八年七月 文部省普通学務局から「尋常小学校の各種教科書に使用せる二千六百余字」について『漢字整理案』が発表された。
- 2 大正十二年五月 臨時國語調査会から『常用漢字表』が発表され、一五四字の簡易字体が採用された。
- 3 大正十四年十一月 臨時國語調査会から『常用漢字表』について 1010 字の『字体整理案』が発表された。
- 4 昭和十二年十月 國語審議会から『常用漢字表』(昭和六年五月臨時國語調査会発表)の一八五八字について『漢字字体整理案』が発表された。